

こじんじゅうみんぜい しんりんかんきょうぜいがい どぶっく
個人住民税・森林環境税ガイドブック

はじめて^{みきし}三木市^{すひと}に住む人へ



かなもの さかまい ごるふ みき
金物と酒米とゴルフのまち三木

2025年(令和7年)1月発行

『^{もくじ}目次』

1 「 ^{こじんじゅうみんぜい} 個人住民税・ ^{しんりんかんきょうぜい} 森林環境税」の ^{しんこく} 申告……………	3
2 ^{にほん} 日本を ^で 出る ^{まえ} 前にすること……………	6
3 ^{にほんこくがい} 日本国外に ^す 住む ^{かぞく} 家族がいるとき……………	7
4 「 ^{しよとくしやうめいしよ} 所得証明書(課税証明書)・ ^{かぜいしやうめいしよ} 納税証明書」 ^{のうぜいしやうめいしよ} がいるとき……………	8
5 「 ^{こじんじゅうみんぜい} 個人住民税・ ^{しんりんかんきょうぜい} 森林環境税」の ^{はら} 払い ^{かた} 方……………	11
^と 問 ^あ い ^あ わせ……………	12

1 「^{こじんじゅうみんぜい しんりんかんきょうぜい}個人住民税・^{しんこく はたら}森林環境税」の^{かね}申告（^{ほうこく}働いたお金の報告）をしてください。

(1) 「^{こじんじゅうみんぜい しんりんかんきょうぜい}個人住民税・^{しんりんかんきょうぜい}森林環境税」とはなんですか？

ア ^{こじんじゅうみんぜい しんりんかんきょうぜい}個人住民税・^{しんりんかんきょうぜい}森林環境税は、^{がつ にち す}1月1日に住んでいる市に^し払う^{はら}税金（^{しや}市や^{けん}県に^{はら}払う^{かね}お金）です。

イ ^{こじんじゅうみんぜい しんりんかんきょうぜい}個人住民税・^{しんりんかんきょうぜい}森林環境税は、^{がっこう}学校、^{あつ}ごみを集める^{サービス}サービスなど ^{つか}に使います。

^{しょとくぜい} 所得税	^{くに はら ぜいきん} 国に払う税金です。 ^{きゅうりょう} 給料をもらうときに、 ^ひ 引かれています。
^{こじんじゅうみんぜい} 個人住民税・ ^{しんりんかんきょうぜい} 森林環境税	^{し けん はら ぜいきん} 市や県に払う税金です。 ^{はたら つぎ とし} 働いた次の年にかかります。

ウ ^{がつ にち みきし す}1月1日に三木市に住んでいた人は、^{ひと まえ とし}前の年（^{がつ}1月から^{がつ}12月まで）に^{はたら}働いてもらった^{かね}お金を^{しんこく}申告します。

エ ^{がいこく}外国の人も、^{にほん}日本で^{はたら}働いてもらった^{かね}お金があれば、^{ぜいきん}税金を^{はら}払います。

☆ ^{にほん}日本に来た^き最初の^{さいしょ}年は、^{こじんじゅうみんぜい しんりんかんきょうぜい}個人住民税・^{しんりんかんきょうぜい}森林環境税は^{はら}払いません。

(2) ^{こじんじゅうみんぜい しんりんかんきょうぜい}個人住民税・^{しんこく}森林環境税の申告をしてください。

ア ^{がつ にち にほん す}1月1日に日本に住んでいる人

イ ^{はたら}働いている人、^{ひと はたら}働いていない人も^{ひと しんこく}申告してください。

(3) ^{こじんじゅうみんぜい しんりんかんきょうぜい}個人住民税・^{しんこく}森林環境税の申告がいない人

ア ^{ぜいおしよ}税務署（^{くに}国）に^{しょとくぜい}所得税の「^{かくていしんこく}確定申告」をする人

イ ^{とし}その年の^{がつ にち にほん す}1月1日に日本に住んでいなかった人



申告があるかどうか分からないときは、税務課市民税係(16ページ)に相談してください。

(4) 個人住民税・森林環境税の申告をする場所

1月1日に住んでいた市の市役所

(5) 個人住民税・森林環境税の申告ができるとき

2月16日から3月15日まで(月曜日から金曜日)

(6) 申告をするときの持ち物

ア 本人確認書類(在留カード・パスポート)

イ 収入(働いてもらったお金)を証明するもの(働いた会社からもらった

源泉徴収票(あなたの給料と所得税が書かれた紙))

ウ 控除(税金が安くなること)を証明するもの(自分の住んでいた国の

家族を扶養にとるときは、家族である証明書と、家族にお金を送った

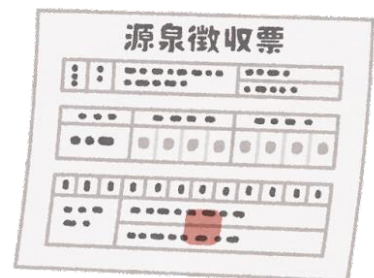
証明書など)

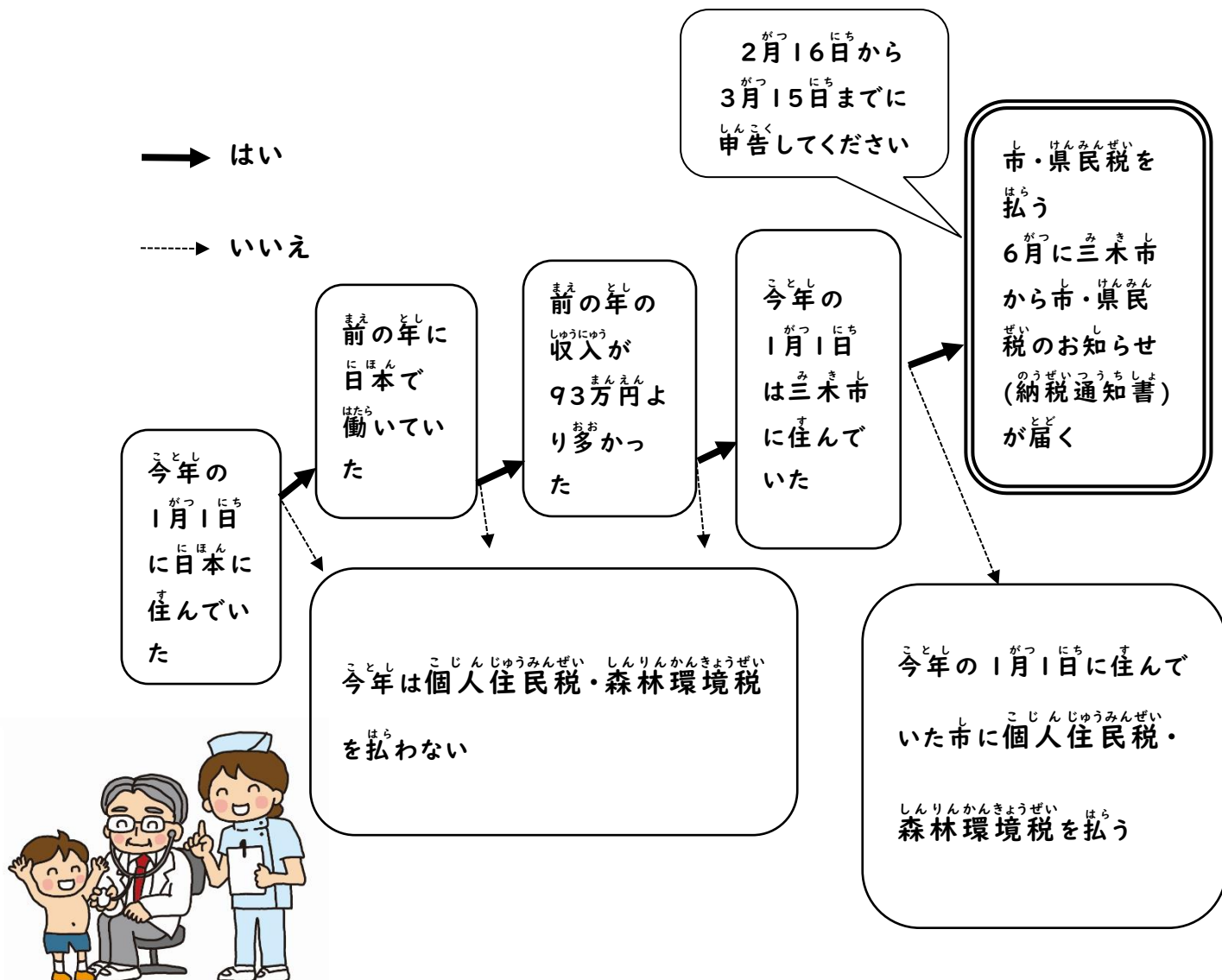
例 令和5年(2023年1月から12月)に働いていた。



令和6年度(2024年4月~2025年3月)に、個人住民税・森林環境税を

払います。





(7) 「所得証明書(課税証明書)」は6月からもらえます。

(8) 個人住民税・森林環境税のお知らせ(納税通知書)

申告をしたら、1月1日に住んでいた市役所から、個人住民税・森林環境税のお知らせ(納税通知書)が郵便で届きます。個人住民税・森林環境税を計算した結果のお知らせと個人住民税・森林環境税を払うための紙が入っています。

(9) 個人住民税・森林環境税のお知らせ(納税通知書)が届かない人

働いていない人や、もらったお金が少なかった人は、市・県民税を払いません(非課税)。

個人住民税・森林環境税がかからない人には、個人住民税・森林環境税のお知らせ(納税通知書)を送りません。個人住民税・森林環境税の証明が必要な時は、「非課税証明書」がもらえます。

2 日本の国から出る前にすること(納税管理人を決める。)

納税管理人は、あなたの代わりに個人住民税・森林環境税を払う人です。

1月1日に三木市に住所があって、その前の年に働いてお金をもらった人は、3月に日本の国を出ても、個人住民税・森林環境税を払います。

○手続きの仕方

納税管理人申告書・承認申請書を、三木市役所税務課に出してください。

郵便でも受付します。日本語のわかる人と書いてください。

○手続きがいない人

・12月までに、日本を出る前に残りの税金をすべて払った人

・退職したときに残りの税金を払った人

○納税管理人を決めない場合

送り先が不明で納税通知書が届かないとき、※公示送達をします。

公示送達後、納期限(払わないといけない期限)までに払わないと督促状

が送られたり、延滞金(税金が高くなる)がかかります。



※公示送達とは・・・市役所の掲示板に張り出すことで、書類が届いたものとみなされる制度です。

3「^{こくがいふようしんぞくしやうめいしよるい}国外扶養親族証明書類」について

^{にほんこくがいすかぞくかねおく}日本国外に住む家族にお金を送っているときは、^{ぜいきんやす}税金が安くなる場合があ
ります。

^{つぎ}次の(1)、(2)の書類を出してください。^{にほんご}日本語で書いた紙を一緒に出し
てください。

(1) ^{ふようしんぞくかんけいしよるい}扶養親族関係書類

^{にほんこくがいすかぞく}日本国外に住む家族が、あなたの^{かぞく}家族であることを^{しやうめい}証明するものです。^{げんぼん}原本を出
してください。

ア ^{こせきふひやううつ}「戸籍の附票の写し」など、^{にほんこく}日本国または^{ちほうこうきやうだんたい}地方公共団体が^{はっこう}発行した^{しよるい}書類と、
^{しんぞくかぞくきやうだいしんせき}親族(家族や兄弟、親戚)の^{ぱすぽーと}パスポートの^{こぴー}コピー

イ ^{がいこくせいふ}外国政府が発行した^{しよるい}書類(^{こせきとうほん}戸籍謄本・^{しゅっしやうしやうめいしよ}出生証明書・^{こんいんしやうめいしよ}婚姻証明書)

あなたの^{かぞく}家族と^{ひつやう}必要な^{しよるい}書類

^{かぞく} あなたの家族	^{ひつやうしんぞくかぞくきやうだいしんせきかんけいしよるい} 必要な親族(家族や兄弟・親戚)関係書類
^{はいぐうしや} 配偶者	^{しんこく} 申告をするあなたの ^{こんいんしやうめいしよ} 婚姻証明書
^こ 子	^こ 子の ^{しゅっしやうしやうめいしよ} 出生証明書
^{ふぼ} 父母	^{しんこく} 申告をするあなたの ^{しゅっしやうしやうめいしよ} 出生証明書
^{はいぐうしやふぼ} 配偶者の父母	^{しんこく} 申告をするあなたの ^{こんいんしやうめいしよ} 婚姻証明書、 ^{はいぐうしや} 配偶者の ^{しゅっしやうしやうめいしよ} 出生証明書
^{そふぼ} 祖父母	^{しんこく} 申告をするあなたの ^{しゅっしやうしやうめいしよ} 出生証明書、 ^{ちち} 父または ^{はは} 母の ^{しゅっしやうしやうめいしよ} 出生証明書

詳しくは、国税庁のホームページを見てください。

非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ

中国語(Chinese)、ポルトガル語(Portuguese)、
スペイン語(Spanish)、ベトナム語(Vietnamese)、
フィリピン語(Filipino)で書いてあります。



<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/gaikokugo/02.htm>

(2) 送金関係書類

日本国外に住む家族に、お金を送っていたことを証明するものです。

原本またはコピーを出してください。

ア 外国送金依頼書の控え

イ クレジットカードの利用明細書

き 気をつけること!

○ (1)、(2)の書類がいます。

○ 日本国外に住む家族がたくさんいるとき、お金を送ったすべての人の証明がいます。代表者へまとめて送金したとき、現金で払ったときは、税金は安くなりません。

4 「所得証明書(課税証明書)・納税証明書」が必要なとき

○ビザの更新手続きには「所得証明書(課税証明書)・納税証明書」が
います。

(1) 問い合わせ(手続きをするところ)

みきしやくしよ かい ぜいむか かんりがかり まどぐち
三木市役所(3階) 税務課管理係 C3の窓口

げつようび きんようび じ ふん じ ふん
月曜日から金曜日 8時30分から17時00分まで



がつ にち す し しやくしよ
1月1日に住んでいる市の市役所でもらえます。

- ・ 例 令和6年1月1日(2024年)に三木市に住んでいた。

⇒三木市で「令和6年度個人住民税・森林環境税所得証明書(課税証明書)・納税証明書」をもらえます。

- ・ 例 令和6年1月1日(2024年)にほかの市に住んでいた。

⇒三木市で「令和6年度個人住民税・森林環境税所得証明書(課税証明書)・納税証明書」はもらえません。1月1日に住んでいた市の市役所でもらえます。

(2) 証明書の種類

ア しょうめいしよ かぜいしょうめいしよ てすりよう まい えん
所得証明書(課税証明書) 手数料:1枚300円

しょうめい ねんど まえ とし がつ がつ しょうにゆう しょうとく こじん
証明する年度の前の年の1月から12月までの収入・所得・個人

じゅうみんぜい しんりんかんきょうぜいがく か しょうにゆう すく しけんみんぜい
住民税・森林環境税額が書いてあります。収入が少なく、市県民税

がかからない人は「非課税証明書」がもらえます。

イ のうぜいしょうめいしよ てすりよう まい えん
納税証明書 手数料:1枚300円

しょうめい ねんど まえ とし がつ がつ たら ぜいきん がく か
証明する年度の前の年の1月から12月までに払った税金の額が書いて

てあります。コンビニエンスストアなどで払ってすぐのときは、「領収

しょうしよ も
証書」を持ってきてください。

(3) 持ってくるもの

ほんにんかくにんしよるい ざいりゆうか ーど ばすぽ ーと
本人確認書類(在留カード・パスポート)

(4) 郵送で申請する場合

アからエの書類を市役所に送ってください。

ア 申請書

み き しやくしよ ほ ー お ペ ー じ から ダ ウ ン ロ ー ド で き ま す 。

<https://www.city.miki.lg.jp/site/sinseisyo/21848.html>

しんせいしよ どうんろーど できなひとは、下に書いてある内容の①から⑨を紙

に書いてください。

- ① 証明の種類 所得証明書(課税証明書)
- ② 証明の年度
- ③ 証明の枚数
- ④ 1月1日の住所
- ⑤ 現在の住所
- ⑥ 名前
- ⑦ 生年月日
- ⑧ 電話番号
- ⑨ 何に使うか(例 ビザの更新)



イ 手数料分の定額小為替(1枚300円)

ていがくこ が わ せ ゆうびんきょく か
定額小為替は郵便局で買えます。

ウ 返信用封筒

おく さき あなたの 名まえ じゆうしよ か
送り先にあなたの名前と住所を書いて、110円の切手を貼ってください。

エ 本人確認資料のコピー

住所・名前・生年月日が確認できる、在留カードまたはパスポート

送り先
〒673-0492
兵庫県三木市上の丸町10-30
三木市役所税務課 証明担当



5 「個人住民税・森林環境税」の払い方

(1) 個人住民税・森林環境税の払いは2つあります。

ア 普通徴収(自分が払う)

個人住民税・森林環境税のお知らせが届いたら、払わないといけない期限までに払います。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
納期限	6がつ30にち 6月30日	8がつ31にち 8月31日	10がつ31にち 10月31日	1がつ31にち 1月31日

払い方	
納付書で払う	個人住民税・森林環境税のお知らせに書いてある銀行 や郵便局で払う。
	個人住民税・森林環境税のお知らせに書いてある コンビニエンスストア(30万円まで)で払う。
口座から払う	あなたが登録した口座から自動で払う

イ 特別徴収（会社が代わりに払う）

毎月の給料から引いて、会社が代わりに払います。特別徴収にしたいときは、会社に聞いてください。

(2) 期限までに払わないとき

「個人住民税・森林環境税のお知らせ」に書いてある期限までに払わないとき、三木市があなたの給料や預金などを差押えます（あなたの給料や預金を、自由に使えなくすること）。

支払うのが難しいときは、債権管理課に相談してください。

相談先：債権管理課 ☎0794-82-2000（代表）内線（2328）

月曜日から金曜日 8時30分から17時00分まで

問合せ **三木市役所 税務課**

〒673-0492 三木市上の丸町10-30：0794-82-2000（代表）

月曜日から金曜日 8時30分から17時00分

所得税（国税）の問合せ **三木税務署**

三木市末広1丁目9-10：0794-82-0501（自動音声案内）

